

監査措置状況報告書

令和2年4月17日

実施年度	平成31年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）
監査実施日	令和元年11月11日（月）～12月26日（木）		
担当部署	教育委員会事務局 文化財課	内線	2354

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○荒川家住宅</p> <p>荒川家住宅は、平成30年度末の協定期間満了に合わせ募集方法が非公募から公募となり、選考の結果、平成31年度から指定管理者が交代した。</p> <p>前協定期間（平成26年度～30年度）の収支決算状況の推移を見ると、初年度から赤字決算が常態化していた。内容を調査した結果、当施設は、高山市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則により、毎週水曜日および12月1日から翌年3月31日までを休館日と規定しているが、指定管理者が自主事業として休館日（水曜日）に開館し、それに伴う人件費（パート職員）を指定管理業務の会計から支出していたことが赤字の要因であった。</p> <p>所管課は、単に基本協定第22条第2項による事業報告書の提出を求めるだけでなく、当施設における開館期間中（4月～11月）の休館日（水曜日）に開館することの是非などについて検討すべきであったと考える。高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条による指定管理者への指導監督を適正に行われたい。</p>	<p>指定管理者が行う自主事業として、本来休館日としている水曜日に自主的に開館してきたことについて、必要となる経費は自主事業の会計において計上処理すべきところ、指定管理事業会計において処理されており、そのことが赤字の要因となっていました。</p> <p>平成31年度から管理を行っている指定管理者は水曜日の自主開館は実施していないため、これまでのような事由による赤字が発生することはなくなりました。</p> <p>今後は、必要に応じて管理状況並びに経理状況を聴取するなど、指定管理者への指導監督を適正に行います。</p>	

監査措置状況報告書

令和2年4月17日

実施年度	平成31年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和元年11月11日（月）～12月26日（木）			
担当部署	商工観光部 観光課	内線	2209	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○ジョイフル朴の木</p> <p>ジョイフル朴の木は、平成30年度末の協定期間満了に合わせ募集方法が非公募から公募となり、選考の結果、平成31年度から指定管理者が交代した。</p> <p>前指定管理者は、市町村合併以前から非公募により事業を受託しており、この間、多くの備品を独自会計で購入していた。今年度、指定管理者が交代したことに伴い、このうち業務上必要な備品（162点・取得価格17,546千円）について、市は帳簿価格4,867千円で平成30年度末に買い入れている。基本協定第19条第3項では、新たに備品を購入する必要が生じた場合は、協議により必要に応じて市の費用で当該備品等を購入または調達すると定めている。指定管理者により大量かつ多額の備品が長年にわたって購入されていたことは、市と指定管理者との協議が不十分であったと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、業務上必要な備品については、十分な協議を行った上で指定管理者に負担させることなく、施設設置者である市が購入すべきと考える。</p>	<p>市との協議が不十分なまま、指定管理業務に用いる備品を指定管理者が、独自会計で購入をしていた。</p> <p>これらの備品のうち、業務に必要なものについては、市が購入しました。</p> <p>今後は、指定管理者と常に情報交換を行い、適切な施設運営に努めるとともに、必要な備品の購入にあたっては、基本協定第19条第3項に基づき行います。</p>	

監査措置状況報告書

令和2年4月17日

実施年度	平成31年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和元年11月11日（月）～12月26日（木）			
担当部署	市民活動部	スポーツ推進課	内線	2357

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○飛騨日和田体育館、日和田ハイランド陸上競技場</p> <p>飛騨日和田体育館と日和田ハイランド陸上競技場は、平成30年度末で指定期間の満了を迎え、公募により平成31年度からも同一の指定管理者が受託している。</p> <p>事業報告書については、基本協定第25条第1項で、市の実施内容に関する指示に基づきモニタリング等で利用者満足度調査を実施し報告するとあるが、別途実施されていた利用者アンケートが事業評価に考慮されておらず、実態に即していない低い評価となっていた。</p> <p>所管課は、提出された事業報告書の内容を十分精査した上で、指定管理者を適正に評価されたい。</p>	<p>当該施設の利用者意見や満足度については、飛騨御嶽高原ナショナル高地トレーニングエリア推進協議会（岐阜県、高山市、下呂市、指定管理者を含む民間事業者等で構成）が行っているアンケート調査において把握し、その結果を指定管理者とも共有しています。</p> <p>事業評価については、上記のアンケート調査を考慮していなかったため、今回の指摘を踏まえ、再評価を実施しました。</p> <p>今後は、事業報告書の内容を十分精査するとともに、適正な評価に努めます。</p>	

監査措置状況報告書

令和2年4月17日

実施年度	平成31年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）
監査実施日	令和元年11月11日（月）～12月26日（木）		
担当部署	福祉部 高年介護課	内線	2932

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○高山市国府福祉センター</p> <p>高山市国府福祉センターは、平成30年度末で指定期間の満了を迎え、非公募により平成31年度からも同一の指定管理者が受託している。</p> <p>事業報告書については、基本協定第22条第1項で、市は指定管理者に対し毎年度終了後30日以内の提出を求めているが、期限後に提出されていた。</p> <p>また、当施設の平成30年度利用者は16,325人で、うちトレーニング室利用者は9,697人（約6割）であった。当施設は開設から25年が経過し、機器の経年劣化による更新が今後の課題と考える。同様のトレーニング施設を所管する部局（スポーツ推進課）とも協議の上、所管課（現行：高年介護課）の見直しや今後の施設のあり方等、整備計画について検討されたい。</p>	<p>事業報告書の提出については、指定管理者に対し、提出期限を遵守するよう指導を行いました。</p> <p>また、トレーニング室の機器については、経年劣化に加え修理部品についても製造中止の物が多く、更新費用も高額となることから、当初に設置した目的等も踏まえ、その必要性等について関係課も交えて検討します。</p>	

監査措置状況報告書

令和2年4月17日

実施年度	平成31年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和元年11月11日（月）～12月26日（木）			
担当部署	農政部 農務課	内線	2223	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○高山市荒城農業体験交流館</p> <p>高山市荒城農業体験交流館は、今年度で指定期間の3年目となる。</p> <p>事業報告書については、上記施設同様、期限後に提出されていた。また、指定管理者からの報告に基づき所管課が作成した収支決算状況報告では、2年にわたり公租公課の金額（平成29年度 968千円、平成30年度 886千円）が決算から漏れていた。</p> <p>所管課は、指定管理者を指導するとともに提出された事業報告書が指定管理者の選定や協定締結に係る重要な書類であることを認識し、内容を十分に精査した上で、適正に評価されたい。</p>	<p>事業報告書の提出については、指定管理者に対し、提出期限を遵守するよう指導を行いました。</p> <p>また、収支決算報告については、2年にわたって公租公課の計上漏れがあったことを見落としていたため、今後は十分な精査に努めます。</p>	

監査措置状況報告書

令和2年4月17日

実施年度	平成31年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和元年11月11日（月）～12月26日（木）			
担当部署	商工観光部 商工課	内線	2213	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○パスカル清見（道の駅付帯施設）</p> <p>パスカル清見（道の駅付帯施設）は、平成30年度末で指定期間の満了を迎え、非公募により平成31年度からも同一の指定管理者が受託している。</p> <p>当施設は、前年度冬期間の営業休止により変更協定を締結したが、協定書に変更理由の記載がなかった。協定書には変更理由を明記することが望ましい。また、収入見込額の変更がなされないまま、納入金の変更のみ行われていた。納入金額の変更においては、その根拠となる収入見込額を適正に設定されたい。</p> <p>指定管理者の管理口座について、基本協定第48条第1項では、本業務に固有の銀行口座を開設し、指定管理業務に係る経理とその他業務に係る経理を施設ごとに帳簿等を整理すると定めているが、管理口座について分離した固有の口座で運用されていなかった。前年度も他の施設において同様の指摘をしているが、指定管理者の管理口座の取扱いについては、協定を遵守するよう指導されたい。</p>	<p>今後、変更協定書を締結する際には協定書に変更理由を明記するようにします。</p> <p>また、納入金額を変更する場合には、根拠となる収入見込額を記載します。</p> <p>本業務に係る口座については、固有の銀行口座を開設しているところですが、本業務以外の業務（自主事業等）に係る口座については、支出及び収入の適切な管理が図られるよう、別途口座を設けることを当該指定管理者に対し指導し、対応について協議しているところです。</p>	

監査措置状況報告書

令和2年4月17日

実施年度	平成31年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和元年11月11日（月）～12月26日（木）			
担当部署	総務部 行政経営課	内線	2478	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○貸与備品の管理について</p> <p>指定管理における備品管理事務の不備については、これまでも指摘してきたが、今回監査対象とした施設においても、備品台帳の必要記載事項である購入年月日や購入金額が未記入の施設をはじめ、貸与備品があるにも関わらず、基本協定第19条で明記されている備品一覧表から漏れていた施設などが見受けられた。</p> <p>このことは、これまでの監査における指摘事例を各所管課が自部門の業務改善に反映していないことを示す結果であると言える。</p> <p>貸与備品は、現金やその他の財産と同様に貴重な市有財産である。指定管理者制度を導入している施設の各所管課においては、改めて現状を把握した上で、必要な改善策を講じられたい。</p>	<p>市貸与備品の管理については、これまでの監査でも度々指摘をいただいております。現在は、年度協定締結に合わせた一斉点検を行うとともに、備品の購入や処分等の変動に適切に対処することとしています。</p> <p>しかしながら、未だに備品管理に不備があることから、再度所管課と指定管理者双方の備品管理に対する認識を改めるとともに、継続的に適正管理が図られるよう、周知徹底を行いました。</p> <p>また、備品台帳の記載事項も再度確認し、市が規則に定める備品管理を徹底します。</p>	

監査措置状況報告書

令和2年4月17日

実施年度	平成31年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和元年11月11日（月）～12月26日（木）			
担当部署	総務部 行政経営課	内線	2478	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○指定管理料の支払いについて</p> <p>指定管理料の支払いについては、基本協定第26条第3項で、年4回の分割とすると定めている。指定管理者制度を導入している全施設について確認したところ、条例施行規則等により冬期間閉鎖するなど、営業期間を限定している施設が荒川家住宅を含め44施設あった。指定管理料の支払い回数や時期について、施設運営の実態と合致するよう基本協定の見直しを検討されたい。</p>	<p>指定管理料の支払いについては、基本協定書第26条第2項において、詳細を年度協定で定めると規定しています。年度協定書においては、指定管理料の年度額を定めるとともに、市と指定管理者にて協議した分割支払額を定めています。</p> <p>しかし、支払方法については基本協定書第26条第3項において、年4回の分割支払に限定されるような規定となっており、ご指摘いただいた状況が発生していると考えられるため、規定の表記を見直しました。</p>	

監査措置状況報告書

令和2年4月17日

実施年度	平成31年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和元年11月11日（月）～12月26日（木）			
担当部署	総務部 行政経営課	内線	2478	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○基本協定書の添付資料について</p> <p>基本協定に添付する仕様書に記載された期間について、業務内容により相違があり、複数の施設で統一されていなかった。仕様書の期間は、協定の指定期間に合わせて統一するよう検討されたい。</p>	<p>基本協定添付の仕様書等に記載する期間については、指定期間と一致させるよう、所管課に対し周知しました。</p> <p>修正が必要な場合は変更協定を締結します。</p>	